

平成 21 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

特許を受ける権利を有する者の適切な権利の保護
の在り方に関する調査研究報告書

平成 22 年 3 月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

係争となるのは、特に次のものである。

- ① 発明、考案、意匠の創作者性に関して
- ② 権利者の設定に関して
- ③～⑧ (略)

(2) (略)

VI-4. 中国

1. 発明者の権利

発明者又は考案者は特許文書において自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する（専利法第 17 条）。

2. 特許出願権

特許出願権は譲渡することができる（専利法第 10 条）。

発明者又は考案者の非職務発明創造に係る特許出願権が剥奪された場合、剥奪した者に対し、行政処分が行われる（専利法第 72 条）。この行政処分とは、法にもとづいて公務員に対してなされる警告等の所定の処分を指す⁴¹⁷。

3. 紛争

特許業務を管理する部門（地方政府の特許業務管理部門。専利法実施細則第 79 条）は、特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争や、発明者の資格をめぐる紛争について調停を行うことができる（専利法実施細則第 85 条）。

当事者は、特許出願権または特許権の帰属で紛争が発生し、既に特許業務を管理する部門に調停を求め、或いは人民法院に起訴している場合、国務院特許行政部門（特許出願を受理及び審査し、特許権を付与する機関）に関連手続きの中止を請求することができる（専利法実施細則第 86 条）。

4. 真の権利者への移転等

冒認出願や冒認に係る特許について、名義を真の権利者に変更することを認める規定や、真の権利者への権利移転を認める規定はない。

5. 真の権利者による遡及効を伴う新出願

真の権利者による遡及効を伴う新出願を認める規定はない。

・ 条文

中華人民共和国専利
2009 年 10 月 1 日施行

第 10 条

特許出願権及び特許権は譲渡することができる。

⁴¹⁷ 中島敏『日中対訳逐条解説 中国特許全法令』853-854 頁

中国の部門又は個人が外国人、外国企業、あるいはその他外国組織に特許出願権又は特許権を譲渡する場合、関連の法律と行政法規の規定に基づき、手続きを行う。

特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面の契約を締結し、かつ国務院専利行政部門に登録する。国務院専利行政部門が公告を出す。特許出願権又は特許権の譲渡は登記日から有効となる。

第 17 条

発明者又は考案者は特許文書において自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。

特許権者はその特許製品又は当該製品の包装上に、特許表示を行う権利を有する。

第 72 条

発明者又は考案者の非職務発明創造の特許出願権及び本法が規定するその他権益を剥奪した場合、所在部門又は上級主管機関が行政処分を行う。

中華人民共和国専利法実施細則

2010 年 2 月 1 日施行

第 85 条

専利法第六十条に規定される場合を除き、特許業務を管理する部門は当事者の請求に応じて、次に列挙した特許紛争について調停を行うことができる。

(一) 特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争

(二) 発明者、考案者の資格をめぐる紛争

(三) 職務発明創造の発明者、考案者の奨励と報酬をめぐる紛争

(四) 発明特許出願が公開後、特許権付与前に、発明を使用した適切な費用の未払いで発生した紛争

(五) その他の特許紛争

前項第(四)号に挙げる紛争について、当事者が特許業務を管理する部門に調停を求める場合は、特許権が付与された後に提出しなければならない。

第 86 条

当事者は、特許出願権または特許権の帰属で紛争が発生し、既に特許業務を管理する部門に調停を求め、或いは人民法院に起訴している場合、国務院特許行政部門に関連手続きの中止を請求することができる。

前項規定に基づき関連手続きの中止を請求する場合、国務院特許行政部門に請求書を提出し、特許業務を管理する部門または人民法院による特許出願番号又は特許番号が明記された関連受理文書の副本を添付しなければならない。

特許業務を管理する部門が下した調停書又は人民法院が下した判決が効力を生じた後、当事者は国務院特許行政部門に関連手続きの再開に関わる手続きを行わなければならない。中止請求日より 1 年以内に、関連特許出願権または特許権の帰属をめぐる紛争が解決され

ておらず、引き続き関連手続きの中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限が満了になっても延長請求をしていない場合は、国務院特許行政部門は自ら関連手続きを再開する。

VI-5. 世界知的所有権機関 (WIPO)

1. 出願人が発明者でない場合

出願人が発明者でないという理由で当該指定国の国内法令により国内出願をする資格を有しない場合には、当該指定官庁は、当該国際出願を却下することができる（特許協力条約第 27 条）。

2. 真の権利者への移転等

冒認出願や冒認に係る特許について、名義を真の権利者に変更することを認める規定や、真の権利者への権利移転を認める規定はない。

3. 真の権利者による遡及効を伴う新出願

真の権利者による遡及効を伴う新出願を認める規定はない。

・ 条文

特許協力条約

(2002 年 4 月 1 日から発効)

第 27 条 (国内的要件)

(1)(2) (略)

(3) 出願人が発明者でないという理由で当該指定国の国内法令により国内出願をする資格を有しない場合には、当該指定官庁は、当該国際出願を却下することができる。

(4)~(8) (略)